

○筑波大学附属学校専攻科規程

平成 17 年 3 月 24 日  
附属学校教育局規程第 1 号

改正 平成 18 年附属学校教育局規程第 2 号  
平成 19 年附属学校教育局規程第 2 号  
平成 20 年附属学校教育局規程第 1 号  
平成 23 年附属学校教育局規程第 1 号  
平成 23 年附属学校教育局規程第 2 号  
平成 23 年附属学校教育局規程第 3 号  
令和 4 年附属学校教育局規程第 1 号

筑波大学附属学校専攻科規程

(設置)

第 1 条 国立大学法人筑波大学附属学校教育局規則（平成 16 年法人規則第 13 号）第 5 条の規定に基づき、附属視覚特別支援学校高等部及び附属聴覚特別支援学校高等部に専攻科を置く。

(学科)

第 2 条 附属視覚特別支援学校高等部専攻科及び附属聴覚特別支援学校高等部専攻科の学科（以下単に「学科」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 附属視覚特別支援学校高等部専攻科 鍼灸手技療法科及び理学療法科
- (2) 附属聴覚特別支援学校高等部専攻科 造形芸術科及びビジネス情報科

(定員)

第 3 条 学科の生徒定員は、次の表のとおりとする。

区 分		入学定員	総定員
附属視覚特別支援学校高等部専攻科	鍼灸手技療法科	16	48
	理学療法科	8	24
附属聴覚特別支援学校高等部専攻科	造形芸術科	8	16
	ビジネス情報科	8	16

(修業年限及び在学年限)

第 4 条 学科の修業年限及び在学年限は、次の表のとおりとする。

区 分		修業年限	在学年限
附属視覚特別支援学校高等部専攻科	鍼灸手技療法科	3 年	6 年
	理学療法科	3 年	6 年
附属聴覚特別支援学校高等部専攻科	造形芸術科	2 年	4 年
	ビジネス情報科	2 年	4 年

(学年)

第 5 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次のとおり学期に区分する。

- (1) 附属視覚特別支援学校 2学期
- (2) 附属聴覚特別支援学校 3学期

2 前項の学期の始期及び終期は、附属学校教育局教育長が定める。

(休業日)

第7条 各専攻科の休業日は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 土曜日
- (4) 筑波大学開学記念日
- (5) 当該専攻科が置かれる附属学校の開校記念日
- (6) 春季休業
- (7) 夏季休業
- (8) 冬季休業
- (9) 学年末休業

2 前項第6号から第9号までの休業日の始期及び終期は、専攻科ごとに、附属学校教育局教育長が定める。

3 前2項に規定するもののほか、休業日の変更及び臨時に休業を行う場合の取扱いについては、附属学校教育局規程で定める。

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、第15条の規定により入学する者については、当該専攻科が置かれる附属学校の校長（以下単に「校長」という。）が、別に定める。

(入学資格)

第9条 附属視覚特別支援学校高等部専攻科に入学することができる者は、視覚障害者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第72条に規定する視覚障害者をいう。）であって、高等学校若しくは中等教育学校若しくは附属視覚特別支援学校高等部を卒業したもの又はこれと同等以上の学力を有するものとする。

2 附属聴覚特別支援学校高等部専攻科に入学することができる者は、聴覚障害者（学校教育法第72条に規定する聴覚障害者をいう。）であって、高等学校若しくは中等教育学校若しくは附属聴覚特別支援学校高等部を卒業したもの又はこれと同等以上の学力を有するものとする。

(入学の出願)

第10条 附属視覚特別支援学校高等部専攻科又は附属聴覚特別支援学校高等部専攻科（以下「附属視覚特別支援学校高等部専攻科等」という。）への入学を志願する者（次項において「入学志願者」という。）は、当該専攻科の入学願書に附属学校教育局細則で定める書類を添えて、校長に願い出なければならない。

2 入学志願者は、前項の出願に当たっては、別表に定める額の検定料を納付しなければならない。

い。

(入学者の選考)

第11条 入学者の選考は、前条の出願をした者について、附属学校教育局細則で定めるところにより、校長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者であって附属視覚特別支援学校高等部専攻科等への入学を希望するものは、所定の期日までに附属学校教育局細則で定める書類を提出するとともに、別表に定める額の入学料を納付しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者（次条に規定する入学料の免除又は第14条に規定する入学料の徴収猶予を申請している者を含む。）に入学を許可する。

3 納付された入学料は、返付しない。ただし、次条の規定により入学料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

(入学料の免除)

第13条 附属学校教育局教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料の納付が著しく困難であると認められるとき。

(2) その他附属学校教育局規程で定めるとき。

(入学料の徴収猶予)

第14条 附属学校教育局教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、入学料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。

(2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められるとき。

(3) その他附属学校教育局規程で定めるとき。

(編入学、転入学及び再入学)

第15条 校長は、編入学、転入学又は再入学を志願する者がある場合は、教育上支障がないときに限り、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した教科及び科目の取扱い並びに在学すべき年数及び在学年限については、校長が決定する。

(教育課程及び授業時間数)

第16条 教育課程及び授業時間数は、学校教育法その他の法令の規定に基づき、校長が定める。

(学習の評価)

第17条 学習の評価に関する基準及びその方法は、校長が定める。

(課程修了の認定)

第18条 各学年の課程の修了は、所定の単位の修得により、校長が認定する。

(卒業及び修了)

第19条 附属視覚特別支援学校高等部専攻科等の全課程を修了した生徒については、校長が卒業又は修了を認定する。

2 校長は、卒業又は修了を認定した生徒に対して、卒業証書又は修了証書を授与する。

(授業料)

第20条 生徒は、毎年度、別表に定める額の授業料を納付しなければならない。

2 授業料の納付は、各年度に係る授業料について2期に区分して行うものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

3 授業料の納付の時期は、第1期に係るものにあつては5月、第2期に係るものにあつては11月とする。ただし、生徒が申し出た場合には、第1期に係る授業料を納付するときに、第2期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 納付された授業料は、返付しない。ただし、第22条の規定により授業料を免除された場合には、免除の額に相当する額を返付することができる。

5 前項本文の規定にかかわらず、第3項ただし書の規定により授業料を納付した生徒の授業料の返付については、次のとおりとする。

(1) 第2期に係る授業料の納付の時期前に休学した場合には、当該授業料に相当する額を返付することができる。

(2) 第1期中に退学した場合には、第2期に係る授業料に相当する額を返付することができる。

(休学の場合の授業料)

第21条 第24条の規定により休学を許可され、又は命ぜられた生徒については、別に附属学校教育局規程で定めるところにより、休学した日の属する月の翌月（休学した日が月の初日に当たるときは、その月）から復学した日の属する月の前月までの授業料を免除することができる。

(授業料の免除)

第22条 附属学校教育局教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。

(2) 授業料の各期ごとの納付の時期前6月以内(新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡し、又は生徒若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められるとき。

(3) その他附属学校教育局規程で定めるとき。

(授業料の徴収猶予)

第23条 附属学校教育局教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、授業料の徴収を猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき。

- (2) 生徒が行方不明のとき。
- (3) 生徒又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められるとき。
- (4) その他附属学校教育局規程で定めるとき。

(休学)

第24条 疾病その他特別の理由により、引き続き3月以上修学することができない生徒は、校長の許可を得て、休学することができる。

- 2 校長は、疾病のため修学することが適当でないとして認められる生徒に、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第25条 前条の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 前項の休学期間は、通算して3年を超えることはできない。
- 3 第1項の休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第26条 休学期間中にその理由が消滅したときは、校長の許可を得て、復学することができる。

(転学)

第27条 転学しようとする生徒は、校長の許可を受けなければならない。

(退学)

第28条 退学しようとする生徒は、校長の許可を受けなければならない。

(出席停止)

第29条 校長は、感染症にかかり、又はそのおそれのある生徒があるときは、当該生徒に対して、出席停止を命ずることができる。

- 2 校長は、出席停止の命令に係る生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項に規定するもののほか、出席停止に関し必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

(除籍)

第30条 次の各号のいずれかに該当する生徒は、校長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可となった者若しくは半額免除が許可となった者で、所定の期日までに入学料を納付しないもの又は徴収猶予が許可となった者で、徴収猶予期間を超えて、なお入学料を納付しないもの
- (3) 在学年限を超えた者
- (4) 休学期間を超えて、なお修学できない者

(表彰)

第31条 校長は、生徒を表彰することができる。

2 前項の表彰に関して必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

(懲戒)

第32条 校長は、生徒としての本分に反する行為をした生徒を懲戒することができる。

2 前項の懲戒の種類は、懲戒退学、停学及び訓告とする。

3 前項の懲戒退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがない者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがない者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 当該専攻科の秩序を乱し、その他生徒としての本分に著しく反した者

(寄宿舎)

第33条 校長は、附属視覚特別支援学校高等部専攻科等に入学する者で、寄宿舎への入舎を希望するものがあるときは、附属学校教育局細則で定めるところにより選考の上、入舎を許可するものとする。

(附属学校教育局細則への委任)

第34条 この附属学校教育局規程に定めるもののほか、生徒の修学上必要な事項は、附属学校教育局細則で定める。

附 則

この附属学校教育局規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平18.3.23附属学校教育局規程2号)

この附属学校教育局規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平19.3.30附属学校教育局規程2号)

この附属学校教育局規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平20.3.27附属学校教育局規程1号)

この附属学校教育局規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平23.2.15附属学校教育局規程1号)

この附属学校教育局規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平23.3.29附属学校教育局規程2号)

この附属学校教育局規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平23.12.16附属学校教育局規程3号)

この附属学校教育局規程は、平成23年12月16日から施行する。

附 則 (令4.9.22附属学校教育局規程1号)

(施行期日)

- 1 この附属学校教育局規程は、令和5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 附属視覚特別支援学校高等部専攻科音楽科及び鍼灸手技療法研修科並びに附属聴覚特別支援学校高等部専攻科歯科技工科は、この附属学校教育局規程による改正後の筑波大学附属学校専攻科規程（次項において「新規程」という。）第2条の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、当該学科に係る修業年限及び在学年限、学期並びに休学期間については、なお従前の例による。
- 3 令和5年度及び令和6年度の学科の生徒定員は、新規程第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 令和5年度

区 分		入学定員	総定員
附属視覚特別支援学校高等部専攻科	鍼灸手技療法科	16	48
	音楽科	0	8
	理学療法科	8	24
附属聴覚特別支援学校高等部専攻科	造形芸術科	8	16
	ビジネス情報科	8	16
	歯科技工科	0	20

(2) 令和6年度

区 分		入学定員	総定員
附属視覚特別支援学校高等部専攻科	鍼灸手技療法科	16	48
	理学療法科	8	24
附属聴覚特別支援学校高等部専攻科	造形芸術科	8	16
	ビジネス情報科	8	16
	歯科技工科	0	10

別表（第10条、第12条、第20条関係）

区 分	検定料	入学料	授業料（年額）
附属視覚特別支援学校高等部専攻科	2,500円	2,000円	4,800円
附属聴覚特別支援学校高等部専攻科	2,500円	2,000円	4,800円